

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(行政機関の長等) 様

郵便番号

(ふりがな)

住所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名を記載すること。)

下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。